

軽米町親元就農給付金事業について

令和6年4月1日～

親元就農者の就農意欲を喚起し、農業経営を円滑に継承し、町の農業振興の中核となる担い手の確保、育成を図ることを目的として、満55歳未満の親元就農者に対して給付金を交付する。

対象者（すべて満たす必要があります）

- 1 農業経営開始時の年齢が満55歳未満であること
- 2 町内に住所を有すること
- 3 親元就農計画の承認申請をする年度の前々年度4月2日以降に農業経営を開始していること
- 4 親（3親等以内の親族を含む）の経営を継承すること
※ 農業経営を開始した日とは、原則として①農地の取得日、②本人名義の取引開始時期のうち、最も早い日をいいます。

交付金額及び交付対象期間

- 1 交付金額は、交付期間1年につき1経営体あたり72万円（半期ごとに36万円交付します）
- 2 交付期間は、最長2年間（農業経営開始後2年度目分まで）

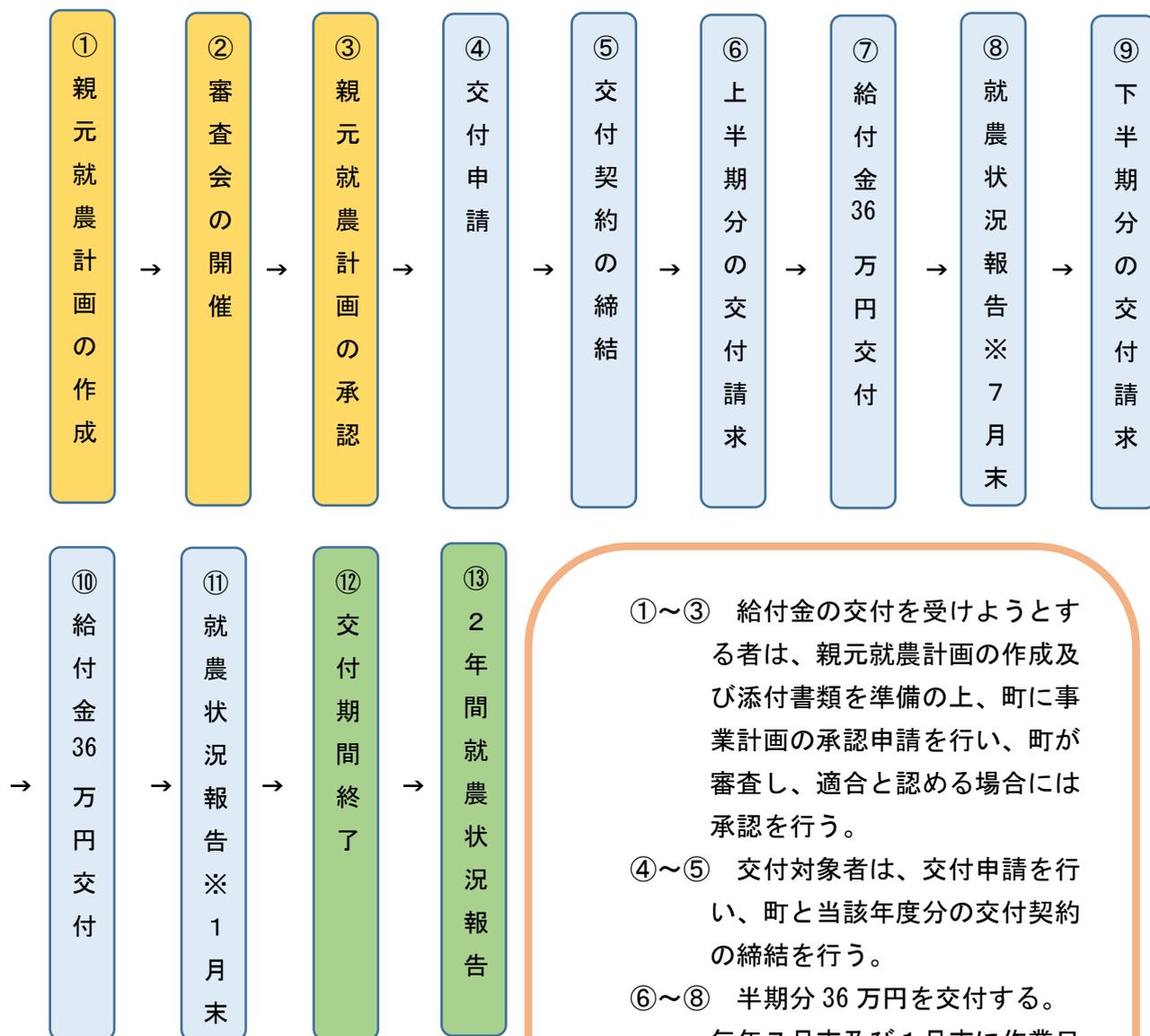
交付要件（すべて満たす必要があります）

- 1 親元就農計画を作成し、町に認められること
- 2 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること（又は見込まれること）
- 3 年間75日以上かつ年間600時間以上農業に従事すること
- 4 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引を行っており（又は見込まれること）、交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること（又は見込まれること）
- 5 交付対象者及び農業経営を継承される親に町税の滞納がないこと
- 6 農業次世代人材投資資金並びに経営発展支援事業及び就農準備資金・経営開始資金の交付を受けていないこと

給付金の返還について

交付要件を満たさなくなった場合や偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けた場合等に給付金の返還を行っていただきます。

交付対象者の手続き



①～③ 給付金の交付を受けようとする者は、親元就農計画の作成及び添付書類を準備の上、町に事業計画の承認申請を行い、町が審査し、適合と認める場合には承認を行う。

④～⑤ 交付対象者は、交付申請を行い、町と当該年度分の交付契約の締結を行う。

⑥～⑧ 半期分36万円を交付する。
毎年7月末及び1月末に作業日誌、帳簿等を取りまとめて就農状況報告を行う。(その他必要に応じて面談や現地確認等を行う。)

⑨～⑪ 上半期同様に行う。

⑫～⑬ 交付期間終了後2年間は、就農状況報告を行う。

※交付期間が2年の場合は、④～⑪を繰り返す。

問い合わせ先

軽米町産業振興課 農林振興担当
TEL 0195-46-4739